

別表 答申第60号

項番	(あ) 諮問番号	(い) 諮問日	(う) 個人情報開示請求日	(え) 開示を請求する個人情報の内容又は件名	(お) 事務担当課	(か) 決定	(き) 決定理由	(く) 審査請求年月日	(け) 弁明書送付年月日	(こ) 反論書提出年月日	(さ) 意見書提出年月日	(し) 口頭意見陳述実施年月日	(す) 審査請求人の主張	(せ) 実施機関の主張
1	第261号	第016-11号 令和6年4月19日	令和3年3月25日	<p>行政文書公開請求拒否決定第346-8号(令和3年3月16日)の備考で、「本人による個人情報開示請求においては、存否の回答が可能であった。行政文書不存在決定通知書第300-16号、第300-18号及び第300-19号の「行政文書が存在しない理由」に書かれた内容の根拠となる書類</p> <p>※ 第300-16号 かみつけの里博物館「祈りの器」の「祈り」とは何を指すかの根拠 第300-18号 かみつけの里博物館「神の心を占う琴」の「神」とは何を指すかの根拠 第300-19号 かみつけの里博物館「榛名山に祈る」の「祈り」とは何を指すかの根拠</p>	文化財保護課	第365-19号 令和3年4月6日 個人情報不 存在決定通知	開示請求に係る行政文書を作成していないため	令和3年4月14日	令和4年11月11日	令和4年11月24日			<p>個人情報が存在しない理由に、「開示請求に係る行政文書を作成していないため」とあるが、行政文書不 存在理由にある、「祈り」「神」は一 般名詞であるという説明は、かみつ けの里博物館の展示や図録に記さ れている内容を否定、無視している ようで、新しい解釈になったと考えら れる。 新しい解釈になった根拠が必ずや 存在しているはず。</p>	<p>令和3年3月25日付で請求人から提 出された「個人情報開示請求書」に ついて、説明の根拠等となる資料 は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請 求人が主張する審査請求の理由に ついては、本件処分が妥当かどう か判断することと関係しない。</p>
2	第269号	第052-9号 令和6年5月27日	令和3年2月5日	<p>行政文書公開請求拒否決定通知書第045-14号(令和2年5月20日)に係る令和2年5月7日付行政文書公開請求書(令和2年2月5日に提出した「群馬県史・学説の件」)で公開請求した内容</p> <p>※令和2年2月27日付行政文書公開請求にかかる令和2年3月11日付第345-17号行政文書公開請求書により公開された第149-7号の起案文書中「内容」の項目において、「2 送付内容」に「『群馬県史』に掲載されている学説を軸としたものであるため」と記載されている部分があることから、当該起案文書類として、群馬県史の学説を具体的に特定して説明をしたもの。</p>	文化財保護課	第324-22号 令和3年2月19日 個人情報不 存在決定通知	作成していないため	令和3年3月3日	令和4年9月26日	令和4年10月7日			<p>個人情報が存在しない理由に、「作 成していないため」とあるが、簡潔 すぎてわからない。 決定通知に、「『群馬県史』に掲載さ れている学説を軸としたものである ため」と記載されているということ は、決裁の過程の中で特定してい たと考えられる。とすれば、行政文 書が存在しないはずがない。また仮 に市で作成していなくても、群馬県 史の中にそれらの文書があること は高崎市公開条例第2条(2)ア、イに あたるため、存在しないということ になるのではないかと。</p>	<p>令和3年2月5日付で請求人から提 出された「個人情報開示請求書」に ついて、説明の根拠等となる資料 は作成していない。 本件回答の作成にあたり、審査請 求人が主張する審査請求の理由に ついては、本件処分が妥当かどう か判断することと関係しない。</p>